

====公布された条例のあらまし====

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

住民に身近な行政は身近な地方公共団体で行うという地方分権の基本理念に立ち、市町村が地域の実情に応じた行政を積極的に展開し、もって住民サービスの向上を図ることができるようにするため、知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲を拡大する。

2 条例の概要

(1) 次の表の左欄に掲げる事務のうち同表の右欄に掲げる市町の区域のみに係るものについては、当該市町が新たに処理することとする。

事 務	市 町
鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務（建築基準法で定める建築物以外の建築物に係る事務に限る。）のうち、公共的施設に係る適合証の交付の請求の受理及び知事への送付等	倉吉市 鳥取市及び米子市へは移譲済み。
都市計画法に基づく開発行為の許可等	北栄町 米子市、倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び琴浦町へは移譲済み。

(2) 南部箕蚊屋広域連合へ移譲している介護保険法に基づく事務について、居宅サービス等を行った者等に対する報告等の命令等に関する事務を加える。

(3) 施行期日等

ア 施行期日

施行期日は、(1)及びイの一部は平成19年8月1日、(2)及びイの一部は公布日とする。

イ 経過措置

所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 県立老人福祉施設の見直しに伴い、岩井長者寮を平成20年3月31日限りで廃止する。

(2) (1)に伴い、鳥取県住民基本台帳法施行条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

ア 岩井長者寮に係る規定を削る。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正

(1)のイに伴い、所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

米子市が、米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例を制定し、空き缶等の投棄の禁止、環境美化推進区域の指定その他の方法による環境美化の促進に取り組むこととしたことにかんがみ、米子市の区域を鳥取県環境美化の促進に関する条例（以下「条例」という。）の適用外とする等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例の規定は、米子市の区域については、適用しないこととする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県都市計画審議会条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) まちづくりに対する県民意識の高まりにかんがみ、学識経験者の委員を増員し、まちづくりの分野から委員を新たに選任する。
- (2) 議会において意見を述べる機会のある県議会の議員の委員を減員するとともに、法手続において意見を述べる機会のある関係行政機関の職員の委員を廃止する。
- (3) 臨時委員及び専門委員を活用した効果的かつ機能的な審議会の運営を行うため、委員の総数を減員するとともに、審議会運営の実態にかんがみ、幹事を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 委員の構成及び定数を次のとおり改める。

区分	改正後	現行
学識経験者	13名	12名
関係行政機関の職員	-	2名
市町村長を代表する者	1名	1名
県議会の議員	1名	4名
市町村の議会の議長を代表する者	1名	1名
合計（委員の数）	16名	20名

- (2) 幹事に係る規定を削る。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

指定構造計算適合性判定機関の指定に伴い、構造計算適合性判定に係る手数料の額について所要の改正を行う。

構造計算適合性判定...建築主事等からの求めにより、建築確認の申請に係る建築物の計画が建築基準法で定める基準に適合するかどうかに関し知事（指定構造計算適合性判定機関に行わせるときは、当該機関）が行う審査

2 条例の概要

- (1) 構造計算適合性判定に係る手数料の額を次のとおり改める。

【改正前】

(単位：円/件)

床面積	1,000平方メートル以内	1,000平方メートル超2,000平方メートル以内	2,000平方メートル超10,000平方メートル以内	10,000平方メートル超50,000平方メートル以内	50,000平方メートル超
判定手数料	201,000	264,000	301,000	396,000	718,000

【改正後】

(単位：円/件)

床面積 判定手数料	200平方メートル以内	200平方メートル超500平方メートル以内	500平方メートル超1,000平方メートル以内	1,000平方メートル超2,000平方メートル以内	2,000平方メートル超10,000平方メートル以内	10,000平方メートル超50,000平方メートル以内	50,000平方メートル超
再計算	140,000	152,000	163,000	175,000	191,000	228,000	349,000
ピアチェック	169,000	192,000	214,000	237,000	274,000	346,000	593,000

再計算...構造計算が国土交通大臣が認定するプログラムにより行われた建築物の計画に対して行う構造計算適合性判定

ピアチェック...構造計算が国土交通大臣が認定するプログラム以外の方法により行われた建築物の計画に対して行う構造計算適合性判定

(2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県地方港湾審議会条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県地方港湾審議会（以下「審議会」という。）をより効果的で機能的に運営するため、委員の定数及び構成を見直す等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 委員の定数を14人以内（現行 16人以内）とする。
- (2) 委員に任命する者から、県議会議員、関係市町村の長を代表する者及び県の職員を削る。
- (3) 委員として任命された関係行政機関の職員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参与し、決議の数に加わることができるものとする。
- (4) 審議会に置かれる幹事の規定を削る。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

警察法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 刑事部の所掌事務に犯罪による収益の移転防止に関することを加える。
- (2) 施行期日は、公布日とする。